

岐 阜 県 公 報

第 六 百 七 十 二 号
令 和 八 年 三 月 二 十 七 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指
定

(地域福祉課) 一一一

指定介護機関の休止の届出

(同) 一一二

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 一一二

道路の区域変更

(道路維持課) 一一三

道路の供用開始

(同) 一一四

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 一一六

公金事務の委託

(運転免許課) 一一六

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 一一八

公 示

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 一一九

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 一二〇

土地改良区の定款の変更認可

(揖斐農林事務所) 一二〇

正 誤

保安林の解除をしようとする旨の通知中訂正

(森林保全課) 一二〇

土砂災害警戒区域の指定中訂正

(砂防課) 一二〇

土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

(同) 一二一

岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 二 号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

岐 阜 県 知 事 江 崎 禎 英

告 示

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

浪花薬品株式会社

瑞浪市寺河戸町一〇七三

居宅療養管理指導

浪花薬品株式会社
調剤薬局
なにわ

瑞浪市南小田町一三〇

令和七・二二・一

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和八年三月二十七日
岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休止年月日

株式会社 Live For

大垣市入方二丁目一七一六番地

居宅介護
支援

居宅介護支援事業所よすが

大垣市浅草三丁目二二一番地

令和八・三・一

岐阜県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和八年三月二十七日
岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社 ウィーズ

新 大阪府茨木市西駅前町一三番二五号
旧 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一

居宅療養
管理指導

そはら薬局

各務原市蘇原吉野町一丁目五二二

令和七・六・一

県道		多北 度方線	
安八郡安八町南條字草野 長良川右岸堤防敷地先 (一五九番一)から		同 郡同 町中字上納割 八〇九番四地先まで	
後 B	前 A	後 B	前 A
六七 二四一	六七 一五五	六七 二四一	六七 一五五
五五 二〇	五五 二〇	五五 二〇	五五 二〇
重と車園松阜岐 用一道自原千本 部線転公本岐		重と車園松阜岐 用一道自原千本 部線転公本岐	

岐阜県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

県道		岐阜千本 松原公園 線自転車道	
安八郡安八町南條字草野 長良川右岸堤防敷地先 (一五九番一)から		同 郡同 町中字上納割 八〇九番五地先まで	
後 B	前 A	後 B	前 A
三三 四〇	三三 四三	三三 四〇	三三 四三
五三 三〇	五三 三〇	五三 三〇	五三 三〇
部線方県道 重と多北 用一度北		部線方県道 重と多北 用一度北	

岐阜県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

県道		福白 岡川線	
加茂郡白川町黒川字小畑 三二八番一地从先から		同 郡同 町同 字同 三二八番一地从先まで	
後	前	後	前
二〇 三〇	二〇 二五七	二〇 三〇	二〇 二五七
一九 四	一九 四	一九 四	一九 四
部線方県道 重と多北 用一度北		部線方県道 重と多北 用一度北	

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)

一般国道	四百十八号	惠那市飯地町字川端一六四〇番二地先地内	七〇	令和八・三・二七	令和八・三・二七
------	-------	---------------------	----	----------	----------

岐阜県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
県道	多北 度方線	安八郡安八町南條字草野長良川右岸堤防敷地先（一一五九番二）から同郡同町中字上納割八〇九番四地先まで	五五・〇	令和八・三・二七	平成三〇・三・三三 令和八・三・二七

岐阜県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
県道	岐阜千本松原公園自転車道線	安八郡安八町南條字草野長良川右岸堤防敷地先（一一五九番二）から同郡同町中字上納割八〇九番五地先まで	五四・〇	令和八・三・二七	平成三〇・三・三三 令和八・三・二七

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
県道	川美 辺濃線	加茂郡川辺町中川辺字大谷一七三五番一地先から同郡同町同字同一七三一番一地先まで	三〇・〇	令和八・三・二七	令和六・七・五

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日ほか)
福白岡川線							
				加茂郡白川町三川字一ノ渡り 四五九番一地从先から	三・六・七	令和 八・三・二七	平成 三〇・三・二五
				同 郡 同 町 同 字 同 四五四番一三地从先まで			

岐阜県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日ほか)
福白岡川線							
				加茂郡白川町黒川字永畑三四 三〇番一五地从先から	九四〇・〇	令和 八・三・二七	平成 二五・一・二四 平成 二五・八・五 平成 三二・一・二五
				同 郡 同 町 同 字 小畑三二 九四番三地从先まで			

令和
八・三・二七

岐阜県告示第七十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により瑞浪都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
瑞浪市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
瑞浪都市計画下水道事業 瑞浪市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和三十七年十月六日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により
 公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
---------------------------	--------------------------	------------------	------------------	------------------

<p>中部産業株式会社 大垣市領家町六五一 番地</p>	<p>株式会社那加自動車 教習場 各務原市那加西那加 町二八番地</p>	<p>一般財団法人岐阜県 交通安全協会 岐阜市藪田南五丁目 一四番一二号</p>	<p>運転免許試験手数料、 運転免許技能 検査手数料、運転 免許限定解除申請 手数料、運転免許 証交付手数料、運 転免許証再交付手 数料、特定免許情 報記録手数料、免 許情報記録書換手 数料、認知機能検 査手数料、基準該 当初心運転者再試 験手数料、運転免 許証等更新手数料 運転免許証等更新 申請書經由手数料 運転経歴証明書交 付手数料、運転経 歴情報記録手数料 運転経歴証明書再 交付手数料、国外 運転免許証交付手 数料、自動車運 転等講習手数料及 び初心運転者講習 等通知手数料</p>	<p>運転免許試験手 数料、運転免許証 交付手数料、自動 車運転等講習手 数料、自動車の 運転等講習手 数料、自動車の 運転等講習手 数料</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>株式会社信州ジャ ン</p>	<p>株式会社日新</p>	<p>株式会社GMD 愛知県一宮市大和町 荻安賀一五八〇番地</p>	<p>習等通知手数料</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>長野県塩尻市大字 丘吉田三五二番地</p>	<p>学校法人聖徳学園 岐阜市柳津町高桑西 一丁目一番地</p>	<p>多治見市幸町七丁目 二九番地の一</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

有限会社東海第一自動車学校 美濃加茂市西町二丁目三番地	同右	同右	同右	同右
有限会社日本ライン自動車学校 美濃加茂市西町二丁目三番地	同右	同右	同右	同右
日東興産株式会社 本巣市三橋字糸貫川通一〇〇番地	同右	同右	同右	同右
株式会社マジオDS 東海大垣事業所 大垣市世安町三丁目一六番地	運転免許試験手数料、運転免許証交付手数料、自動車運転等講習手数料及び初心運転者講習等通知手数料	同右	同右	同右
株式会社大垣自動車学校 大垣市旭町一丁目五番地	運転免許試験手数料、運転免許証交付手数料及び自動車運転等講習手数料	同右	同右	同右
株式会社土岐自動車学校 大垣市青野町一九一番地一	同右	同右	同右	同右
株式会社中濃自動車学校 関門市平賀字長峰七三番地	同右	同右	同右	同右
株式会社可児自動車学校 可児市久々利字番場二二〇〇番地一	同右	同右	同右	同右

長良自動車教習所 岐阜市長良二丁目一番地	自動車運転等講習 手数料	同右	同右	同右
-------------------------	-----------------	----	----	----

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

- 1 令和八年三月二日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,598,281人
- 2 総数の50分の1の数
31,966人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

299,786人

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	330,222	110,074
大垣市	142,789	47,597
高山市	69,772	23,258
多治見市	87,764	29,255
関市・美濃市	84,800	28,267
中津川市	60,356	20,119
瑞浪市	28,977	9,659
羽島市	54,870	18,290
恵那市	38,366	12,789
美濃加茂市	42,536	14,179
土岐市	44,501	14,834
各務原市	118,730	39,577
可児市	91,302	30,434
山県市	20,687	6,896
瑞穂市	44,010	14,670
飛騨市	18,427	6,143
本巣市	42,020	14,007
郡上市	31,396	10,466

下呂市	23,924	7,975
海津市	26,393	8,798
羽島郡	39,319	13,107
養老郡	21,811	7,271
不破郡	26,285	8,762
安八郡	19,026	6,342
揖斐郡	52,144	17,382
加茂郡	37,854	12,618

公 示

土地改良事業の工事が完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	泳池地区	令和七・三・一七

土地改良事業の工事が完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	松 尾 地 区	令和七・六・四

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏 名	住 所
岐阜市合渡南土地改良区	令和八・三・一	理事	森 孝 夫	岐阜市河渡二丁目 一二四番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏 名	住 所
岐阜市合渡南土地改良区	令和八・三・八	監事	藤 橋 光 男	瑞穂市生津内宮町二丁目 四五番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
西濃用水土地改良区連合	令和八・三・一三

正 誤

（原稿誤り）
令和七年十二月二十六日第六百四十九号 保安林の解除をしようとする旨の通知（岐阜県告示第五百三十七号）五六〇頁下段前から一行目及び二行目中「八九九の一・九〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）」は、「八九九の九、九〇一の四」の誤り。

（原稿誤り）

平成二十五年三月七日号外（一）土砂災害警戒区域の指定（岐阜県告示第百三三号）一六

頁上段の表中

西山谷

下呂市金山町戸部

は

西山谷

下呂市金山町東斎部

の、同頁下段の表中

貝洞川	下呂市金山町菅
洞之谷	下呂市金山町菅
西ヶ洞谷	下呂市金山町菅
向平谷	下呂市金山町菅
羽根洞谷2	下呂市金山町菅
内田谷	下呂市金山町菅
月本谷	下呂市金山町菅

田笹洞
田笹洞
田笹洞
田笹洞
田笹洞
田笹洞
田笹洞
田笹洞

は

貝洞川	下呂市金山町菅田桐洞
洞之谷	下呂市金山町菅田桐洞
西ヶ洞谷	下呂市金山町菅田桐洞
向平谷	下呂市金山町菅田桐洞
羽根洞谷2	下呂市金山町菅田桐洞
内田谷	下呂市金山町菅田桐洞
月本谷	下呂市金山町菅田桐洞
小麦田谷	下呂市金山町菅田桐洞

の、一七頁上段

の表中「下呂市金山町菅田笹洞」は「下呂市金山町菅田桐洞」の誤り。

(原稿誤り)

平成二十五年三月七日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第百六号)

三二頁下段の表中

貝洞川	下呂市金山町菅田笹洞
洞之谷	下呂市金山町菅田笹洞
向平谷	下呂市金山町菅田笹洞
羽根洞谷2	下呂市金山町菅田笹洞
内田谷	下呂市金山町菅田笹洞
月本谷	下呂市金山町菅田笹洞
小麦田谷	下呂市金山町菅田笹洞
八谷戸谷	下呂市金山町菅田笹洞

は

貝洞川	下呂市金山町菅田桐洞
洞之谷	下呂市金山町菅田桐洞
向平谷	下呂市金山町菅田桐洞
羽根洞谷2	下呂市金山町菅田桐洞
内田谷	下呂市金山町菅田桐洞
月本谷	下呂市金山町菅田桐洞
小麦田谷	下呂市金山町菅田桐洞
八谷戸谷	下呂市金山町菅田桐洞

小麦田谷

下呂市金山町菅

下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞
下呂市金山町菅田桐洞

の、

銅洞谷	下呂市金山町菅田笹洞
又八谷	下呂市金山町菅田笹洞
氏子谷	下呂市金山町菅田笹洞
牛ヶ洞谷	下呂市金山町菅田笹洞
河尻谷	下呂市金山町菅田笹洞

の誤り。

は

銅洞谷	下呂市金山町菅田桐洞
又八谷	下呂市金山町菅田桐洞
氏子谷	下呂市金山町菅田桐洞
牛ヶ洞谷	下呂市金山町菅田桐洞
河尻谷	下呂市金山町菅田桐洞

大島谷

下呂市金山町菅田笹洞

大島谷

令和八年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社